

# 環境省国民保護計画の概要

平成17年10月

- ・国民保護法に基づき、指定行政機関（各省庁）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その所掌事務について、国民の保護のための措置（国民保護措置）の内容及び実施方法に関する事項等に関する事項などを定めた国民の保護に関する計画（国民保護計画）を作成することとされています。
- ・この度作成した環境省の国民の保護に関する計画（環境省国民保護計画）の概要は、以下のとおりです。

## 計画の主な内容

### 平時における対応

環境省国民保護連絡会議の設置など連絡・参集体制の確保  
訓練・備蓄 等

武力攻撃事態等の発生  
(我が国に対する外部からの攻撃)

緊急対処事態の発生  
(武力攻撃に準ずるテロ等)

### 武力攻撃事態等発生時における対応

環境省国民保護対策本部の設置

環境省緊急対処事態対策本部の設置

住民の安全の確保等

- ・危険動物の逸走対策や家庭動物等の保護等の参考となる活動事例集やガイドラインの作成
- ・危険な特定外来生物が逸走した場合に、必要な情報提供、迅速な捕獲等の実施
- ・国民公園等の所管施設を避難場所として提供

生活関連等施設の安全確保

廃棄物処理の特例の策定

- ・特例地域の指定及び特例基準の策定、公示 業許可の特例

武力原子力災害等への対応

- ・大気環境中の放射線モニタリングデータの収集・解析

情報の収集及び提供

- ・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法等の対象となっている事業場等における有害物質等の発生等による汚染状況の把握
- ・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の把握

復旧に関する措置

- ・所管施設の復旧
- ・廃棄物処理施設の復旧に係る必要な措置の実施